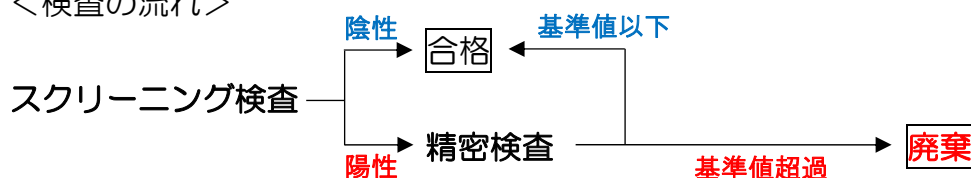


牛肉・豚肉の残留動物用医薬品検査

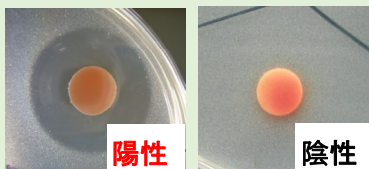
動物用医薬品は家畜の病気の予防や治療などを目的に使用されますが、適切な投与量や時期を守らないと家畜の体内に薬剤が残り、その肉を食べた人に影響を及ぼす可能性があります。福岡市食肉衛生検査所では、食の安全を守るために投薬歴のある牛豚や病気の牛豚を中心に動物用医薬品が残留していないか検査しています。検査の結果、動物用医薬品が食品衛生法の基準値を超えて残留していた場合には、廃棄処分しています。また、原因追究、再発防止のために農場や担当獣医師への聞き取りを行い、必要に応じて関係機関への情報提供を行っています。

＜検査の流れ＞



スクリーニング検査

（直接ディスク法）ろ紙（ディスク）に腎臓の液を含ませ、細菌を混ぜた培地上に一晩置きます。残留物質により細菌の増殖が抑えられ、ディスク周囲が透明に抜けたものを陽性と判定します。



（機器によるスクリーニング）

直接ディスク法で判定が難しい薬剤の使用歴がある時は、腎臓の液をLC-MS/MS（高速液体クロマトグラフ質量分析計）で測定し動物用医薬品の残留があるかを調べます。

精密検査

腎臓と筋肉の液を抽出し、LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフ質量分析計）で微量の残留物質を検出し、種類や量を調べます。



平成28年度～令和2年度の残留動物用医薬品検査結果

	H28		H29		H30		H31(R1)		R2	
	牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚
検査頭数	765	503	645	550	661	646	573	730	595	1033
スクリーニング検査陽性頭数	15	8	4	6	10	9	20	5	9	8
腎臓廃棄頭数	4	2	1	4	3	3	12	2	5	2
枝肉廃棄頭数	0	0	0	1	1	0	2	2	0	0